

出国するかがいたら……

納税義務がある個人等が何らかの事情により海外へ転勤・移住するときは、出国の日までに納税管理人を定める必要があります。納税管理人は、非居住者の申告や各種税金の納付等を行い、親族・友人・勤務先などを代理人として選任し、「納税管理人申告書」を提出する必要があります。

また、課税決定後に出国される場合も、納税管理人を定める方法か、1年分全額や出国以降の残額を本人の申出により一括徴収する方法がありますのでご説明ください（申告書様式は秋田市ホームページよりダウンロード可能です。）。

第5号様式 —記入例—

(受付用)

通知書番号 _____
氏名(管理)番号 _____

納税管理人申告書 申告書提出日

(宛先) 秋田市長 令和 年 月 日

納税義務者	住所又は所在地	秋田市上町三丁目3番3号												
	氏名又は名称	秋田太郎												
	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	(右詰で記載)

令和 年度市民税・県民税について、秋田市市税条例第18条第1項の規定により、次の者を納税管理人と定めましたので、申告します。

住所	秋田市上町三丁目3番3号		電話	018(888)5476	
氏名	秋田花子	勤務先	秋田市役所		
		電話	018(888)5473		

納税管理人に係る承諾書 承諾日

(宛先) 秋田市長 令和 年 月 日

住所 **秋田市上町三丁目3番3号**
氏名 **秋田花子**

納税義務者 **秋田太郎** (住所: **秋田市上町三丁目3番3号**) の納税管理人となることを承諾しました。

[注] 「個人番号又は法人番号」欄には、納税義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

納期の特例について

給与の支払いを受けるかたが常時10人未満である特別徴収義務者は、市長の承認によって、毎月徴収した税額を年2回の納入で済ませることができます。

- 1 **納入のしかた**
6月から11月までの特別徴収税額 …………… 12月10日まで納入
12月から翌年5月までの特別徴収税額 …………… 翌年の6月10日まで納入
 - 2 **申請について**
申請書に必要事項を記入の上、ご提出ください。
なお、既に納期の特例の承認を受けている事業所は、引き続き特例が適用になります。
 - 3 **申請が却下になるとき**
 - (1) 給与の支払いを受けるかたが、常時10人未満であると認められないとき
 - (2) 現在市税の滞納があり、その滞納分の徴収が市において著しく困難であると判断されたとき
 - (3) この申請の日前1年以内において市税の滞納等により納期の特例の取消しの通知を受けている場合
- ※ 納期の特例が適用になっている事業所で、給与の支払いを受けるかたが常時10人未満でなくなったときは、特例が取消しになりますので申請書をご提出ください。

—記入例— 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額納期の特例に係る申請書

令和 年度 月分以降の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額納期の特例について、地方税法第321条の5の2の規定による承認・承認の取消しを申請します。

(宛先) 秋田市長 令和 年 月 日

秋田市長	(特別徴収義務者)	名称	秋田市工業株式会社				特別徴収税額番号	79999999	
		所在地	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号				法人番号又は個人番号	8888888888888888	
		代表者	氏名	秋田太郎	役職	代表取締役			
		連絡先	氏名	秋田花子	係	経理	電話番号	(018)863-2222	

この申請の日前6か月間の各月末の給与の支払いを受ける人員、支払金額(臨時勤務者の人員をカッコ内に記入してください)	令和 年 11月	3人(人)	920,000円	年 12月	3人(人)	920,000円	年 1月	3人(人)	920,000円
	年 2月	3人(人)	920,000円	年 3月	3人(人)	920,000円	年 4月	4人(人)	1,240,000円

現に市税の滞納がありまたは最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときその理由の詳細

この申請の日前1年以内において取消しの通知を受けたことの有無およびその他参考となる事項

備考

給与の支払いを受けるかたが常時10人未満である特別徴収義務者は、市長の承認によって、毎月徴収した税額を年2回の納入で済ませることができます。納期の特例の承認を受けている事業所で、給与の支払いを受けるかたが常時10人未満でなくなったときは、特例が取消しになりますので申請書をご提出ください。